

砂 川 市 条 例 第 1 8 号
令和 8 年 6 月 1 8 日

砂川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市印鑑条例の一部を改正する条例

砂川市印鑑条例（平成10年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「個人番号カードであって」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。